

弁護士費用基準

※以下の金額に別途消費税がかかります

事 件 等		種 類	弁 護 士 費 用 の 額	
法律相談		法律相談料	30分ごとに 5,000円	
通 常 民 事 事 件	訴訟事件	着 手 金	事件の経済的な利益が 300万円以下 8% 300万円を超え3000万円以下 5%+9万円 3000万円を超え3億円以下 3%+6.9万円 3億円を超える場合 2%+36.9万円 *事件の内容により30%の範囲内で増減額することがあります。 *着手金の最低額は20万円	
		報 酬 金	得られた経済的な利益の額が 300万円以下 16% 300万円を超え3000万円以下 10%+18万円 3000万円を超え3億円以下 6%+13.8万円 3億円を超える場合 4%+73.8万円 *事件の内容により30%の範囲内で増減額することがあります。 訴訟事件に準ずる。	
	調停事件 示談交渉事件	着 手 金 報 酬 金	訴訟事件に準ずる。 ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 *示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、新たに受任する事件の額の1/2あるいはその差額のいずれか高い額とする。 *着手金の最低額は10万円	
	民事保全事件 (仮差押・仮処分)	着 手 金	訴訟の1/2	
		報 酬 金	訴訟に準ずる(訴訟を継続して行う場合は訴訟報酬と一体) *担保金等実費は別途	
	民事執行事件 (強制執行等)	着 手 金	訴訟の1/2	
		報 酬 金	訴訟に準ずる(訴訟を継続して行う場合は訴訟報酬と一体) *実費は別途	
	家 事 事 件	離婚事件	示 談 交 渉 調 停 事 件	着 手 金 20万円 *金銭請求がある場合は最低額を20万円とし、通常の「調停事件」に準ずる 報 酬 金 20万円 *金銭請求がある場合は最低額を20万円とし、通常の「調停事件」に準ずる
			訴訟事件	着 手 金 30万円 *金銭請求がある場合は最低額を30万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる 報 酬 金 30万円 *金銭請求があります場合は最低額を30万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる

家 事 事 件	遺産分割	示談交渉	着 手 金 20万円 報 酬 金 通常の「訴訟事件」に準ずる
		調停事件 審判事件	着 手 金 最低額を30万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる 報 酬 金 通常の「訴訟事件」に準ずる 10万円～20万円
	簡易な家事審判事件 (子の氏の変更 相続放棄・限定承認 申述手続き等)	報 酬 金	原則として報酬は不要
		報 酬 金	*交渉を伴う場合は、「示談交渉」に準ずる 債権者1社ごとに、2万5,000円
負 債 整 理 ・ 倒 産 処 理	任意整理	着 手 金	原則として報酬は不要。 ただし、過払い金の返還があった場合には、返還額の15%を報酬として別途頂きます
		報 酬 金	20万円 *事件の難易度が高い場合、増額させて頂く場合あり *予納金等実費は別途
	破産事件 (個人)	着 手 金	原則として報酬は不要 ただし、過払い金の返還があった場合には、返還額の15%を報酬として別途頂きます *事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%
		報 酬 金	負債額を基準として 2億円まで 50万円～100万円 3億円以上 100万円～ *予納金等実費は別途
	破産事件 (会社)	着 手 金	原則として報酬は不要 *事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%
		報 酬 金	30万円 *予納金等実費は別途
	個人再生事件	着 手 金	原則として報酬は不要 *事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%
		報 酬 金	200万円以上 *予納金等実費は別途
	民事再生事件 (会社)	着 手 金	弁済額、免除債権額、延べ払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定
		報 酬 金	10万円 *公証人手数料等の実費は別途
そ 他	公正証書遺言 作成	着 手 金	30万円
		報 酬 金	不起訴、執行猶予、求刑より軽減された場合 20万円～(示談解決を含むときは32万4000円～)
願 問 料		事業者の場合 月額5万円～	